

そのスタートボタン 別サイトの広告カモ!?



問い合わせ
◆市消費生活センター(産業振興課内) ☎57-3236
【相談日】火・金曜日(祝日・年末年始を除く)
9時~12時・13時~16時
◆消費者ホットライン ☎188(泣き寝入りイヤヤ)

事業者の広告の可能性があります。
○スタートなどの表示の周辺に「×」
などがある。
○スタートなどをクリックして変
わった画面のURLが当初利用し
ようとしたサイトと関連がない。

【消費者へのアドバイス】

○「スタート」などが表示されても、
広告ではないかと確認しまし
う。
○登録完了メールが届いていないか
確認しましょう。またクレジット
カードの請求をこまめに確認しま
しょう。
○事業者への申し出方法がよくわか
らない場合や不安に思った場合に
は、すぐに消費生活センターなど
に相談してください。

海外事業者とのトラブル相談は、
消費者ホットライン ☎188に電話
するか、または越境消費者センタ
(CCJ)のホームページで受け付
けています。

(国民生活センターの報道資料(令
和6年5月29日)とチラシより)



越境消費者センターは
こちらから。

【事例】
サイトで会員登録しようとスター
トを押して移動した画面にクレジッ
トカード情報を入力したら、別の事
業者のサイトに飛び、「5日間の無
料期間後に月額7500円かかる」
と表示された。事業者の連絡先が分
からない。
次のような特徴がある場合、別の

おたけ。ごみ事情 No.86 合言葉は「もったいない」 減らそう食品ロス

年間472万トンがごみに

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター ☎525101

食品ロスとは

「食品ロス」とは、手つかずの食
品や食べ残しなど、まだ食べられる
のに捨てられてしまう食品のことを
いいます。

食品ロスの現状

令和元年10月、「食品ロスの削減

の推進に関する法律」が施行され、
国や自治体、事業者などが、それぞ
れ食品ロスの削減に取り組んでいま
す。
また、環境省の令和6年度の推計
では、食品ロスは、約472万トン
となっています。

食品ロスを出さない工夫

- 食品ロスは、一人一人が「もったいない」という意識を持ち、日常生活のちよつとした行動で削減できます。みんなで食品ロスの削減に取り組みましょう。
- ◇家庭でも、外出時でも食べきれぬ量を心がけ、残さず食べましょう。
- ◇買い物の前に冷蔵庫の中をチェックし、買い過ぎないようにしましょう。
- ◇消費期限や賞味期限をこまめにチェックしましょう。
- ◇食材は上手に使い、無駄なく使い切りましょう。
- ◇食べ切れる量を考えて調理しましょう。また、食べ切れなかった場合は、冷凍するなど、保存方法を工夫しましょう。
- ◇生ごみは、しっかり水切りし、ごみの減量に取り組みましょう。
- ◇ペットボトルの飲み残しも食品ロスになりますので、できるだけ飲みきるようにしましょう。

バス停が道路の片側しかなくても大丈夫 大竹・栗谷線と坂上線の 片側バス停での バス乗車場所

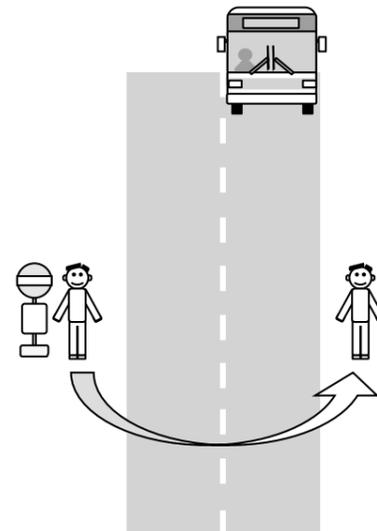
問い合わせ 市民課 ☎592142



大竹・栗谷線や坂上線のバスでは、
バス停標識が道路の片側にしかない
停留所があります。これを「片側バ
ス停」と呼びます。

片側バス停での乗車方法

道路の片側にしかバス停標識がない
ときも、バスを利用できます。標
識が立っている場所から道路を挟ん
だ反対側で待っててください。



道路の片側にしかバス停標識がない
停留所(片側バス停)のバス待合場所
では、道の反対側で待ってください。

反対側で待っている場合でも、到
着時刻などは、標識が立っている時
刻表に掲示しています。
※こいこいバスに「片側バス停」は
ありません。また「おがたピア」黒
川会館」は、大竹駅行きと玖波駅行
きの停留所が離れたところにあるま
すので、利用する際は注意してくだ
さい。

きれいで快適なまちづくり おたけクリーンキャンペーン 9月28日(日) 各地区一斉清掃

問い合わせ
公衆衛生推進協議会(リサイクルセンター内)
☎59-2112



公衆衛生推進協議会では、市と共
催でおたけクリーンキャンペーン
(市内一斉清掃)を実施します。
この取り組みは「おたけのまち
をク(9)リーンにし(4)ようであ
(day)」のごろ合わせから、自
治会などで行っている地区清掃を9
月の第4日曜日に市内で一斉に行う
ことにより、「きれいで快適なまち
づくり」への機運を高めるため、平
成26年の市制施行60年の年から実施
しているものです。
清掃活動にあたっては、感染対策、
また熱中症などに気をつけて無理の
ないよう参加してください。

毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

9月のテーマ

こまめに節水習慣を
身につけよう!

～節水からつながる温暖化対策～



家庭で、職場で、できることから始めましょう。

環境整備課 ☎59-2154

認知症サポーター養成講座

— 個人で、家庭で、地域で、
認知症について一緒に考えてみませんか —

9月は「認知症月間」で、9月21日が
認知症基本法で「認知症の日」と定
められています。

問い合わせ
メープルヒル病院合併型センター ☎577461

認知症になると、記憶力や判断力は低下しますが、一度に全てのこと
ができなくなるわけではありません。
本人の思いを大切に温かい気持ちで
関わるのが大切です。

認知症の方や家族が、住み慣れた
地域で安心して暮らすためには、周
囲の人の認知症への正しい理解が必
要です。

認知症サポーターとは？

認知症を正しく理解し、認知症の
方やその家族を温かく見守る応援者
のことです。認知症の症状・種類・
治療法・関わり方・予防法など、一
緒に学んでみませんか。

認知症サポーターは特別なことを
する人ではなく、地域や職場で困っ

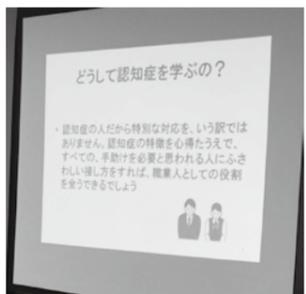
ている人への見守りや声掛けをする
ことで認知症の方のサポートをしま
す。

認知症サポーター養成講座は、市
内のスーパーや銀行、小学校など
も開催しており、認知症サポーター
は年々増えていきます。認知症サポ
ーターを増やすことで、認知症になっ
ても安心して暮らせるまちを目指し
ましょう。

講座を修了した方に認知症サポ
ーターの証となるグッズを贈呈しま
す。

図書館では認知症に関する図書の
紹介をしています。

市は「認知症サポーター養成講座」
以外にもさまざまな取り組みを行っ
ています。



と き 9月25日(休) 14時～15時30分
と ころ 市立図書館
対 象 市内在住または勤務の方
講 師 西村幸雄さん
(認知症地域支援推進員)
申し込み 9月19日(金)までに電話で氏
名、電話番号、住所をメープルヒル病院
合併型センターへ。
※認知症サポーター養成講座を開催した
い企業や地域の方からの相談もお待ちし
ています。

- 認知症カフェオレンジカフェいこ
 - チームオレンジ
 - 認知症の人と家族の会
 - はいかいSOSネットワーク
 - 認知症ケアパス
 - 認知症初期集中支援チーム
- 各取り組みへの参加申し込みや問
い合わせ、認知症に関する相談は
メープルヒル病院合併型センターへ。

高齢基礎年金の受給資格を満たした
方が加入できる制度です。

次のような場合が対象です。
① 60歳以上65歳未満で、保険料の全
額納付済期間が40年に満たない方
65歳になるまでの期間、保険料を
納めることで受給額を満額に近づけ
られます。

② 60歳以上65歳未満で、高齢基礎年
金の受給資格がない方
70歳になるまでの期間、保険料を
納めることで、受給資格を得ること
ができます。

③ 海外に在住する、日本国籍を持つ
20歳以上60歳未満の方
国民年金の保険料の納付や受給資
格の確保のために任意加入ができま
す。

▼年金受給開始時期▲

繰り下げ受給

高齢基礎年金・老齢厚生年金を65
歳からではなく、66歳から75歳(生
年月日が昭和27年4月1日以前の方
は70歳)になるまでの間に請求する
ことで、65歳到達月から実際に受給
を開始した月の前月までの月数ごと
に0.7%の年金額が増額される制
度です。

増額された年金は、繰り下げ請求
した月の翌月分から受け取ることが
できます。

年金を増額できる制度

問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

年金
のはなし
No.347

受給資格のある方(国民年金保険
料の納付済み期間と免除等期間の合
計が10年以上である)は、65歳から
老齢基礎年金を受け取ることができ
ます。また、受け取りの前に年金額
を増額できる制度があります。

▼年金受給開始前▲

付加保険料制度

通常の国民年金保険料に加えて月

4000円の付加保険料を納めること
で、年金額を増額できる制度です。
納付は申し込み月からの開始となり
ます。

年金保険料免除や 国外在住の期間がある場合

国民年金保険料の免除(納付猶予
や学生納付特例を含む)を受けた方
や、海外在住期間のある方は、免除
を受けず全額納付した方と比べ、老
齢基礎年金の額が少なくなります。

このような場合、年金額を満額に
近づけるための制度として、次のよ
うなものがあります。

追納制度

将来受け取る老齢基礎年金を満額
に近づけるために、免除などの承認
を受けた期間の保険料について、10
年以内であれば、さかのぼって納め
ること(追納)ができる制度です。
また、免除の承認から3年度以上経
過した期間の保険料を追納する場
合、当時の保険料に一定の加算額が
上乘せされます。

任意加入制度

年金の満額支給を受けられない方
で、追納期間が過ぎてしまった方や、

不動産の無料相談会

問い合わせ
広島県不動産鑑定士協会
☎082-228-5100

不動産鑑定士と税理士による不動
産の鑑定価格、賃料、交換、税金、
その他不動産に関するいろいろな相
談を無料でを行います。

と き
10月1日(水) 10時～15時30分
(受け付け15時まで)

- と ころ**
- 広島会場
広島不動産鑑定士協会 北会議室
(広島市中区八丁堀6-10 アセンド
八丁堀5階)
 - 廿日市会場
廿日市市役所1階102会議室
(廿日市市下平良1-11-1)
- 申し込み**
当日会場で受け付け

9月23日は 「手話の日」です

問い合わせ
福祉課 ☎59-2146

福祉の
とびら
No.117

6月25日に「手話に関する施策の
推進に関する法律(手話施策推進
法)」が施行され、国連の「手話言
語の国際デー」と同じ9月23日が「手
話の日」に決まりました。

市内には、次のような手話の活動
を行っているボランティアサークル
があります。活動時間や曜日がそれ
ぞれ異なりますので、興味のある方
は社会福祉協議会(☎522211)
に問い合わせてください。

市内で活動している ボランティアサークル

- 手話「さつき」
- 手話「ママとKAMEの会」
- 手話「ぼぼんた」